

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成26年
7月15日
(火曜日)

目次

告示
道路の位置の指定(建築指導課).....一
公告
大規模小売店舗舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課).....一
大規模小売店舗舗立地法第六条第二項の規定による届出(七件)(商政課).....二
大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....七



山口県告示第二百四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定年月日
下松市瑞穂町三丁目六〇四の八、六一六の二及び六〇四の八地先	六・二	三六・九	平成二六、二六、三〇



(二三四) 大規模小売店舗舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十六年七月十五日から同年十一月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 食品館レッツ光店
所在地 光市浅江三丁目二番一〇号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社ミコー食品 岩国市周東町上久原三三四の五 松田 清治

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	スーパースタートライアル光店	食品館レッツ光店
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社トライアルカンパニー	株式会社ミコー食品
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	---	岩国市周東町上久原三三四の五 松田 清治

四 届出年月日

平成二十六年五月二十六日

五 変更年月日

平成二十六年五月二十五日

(二二五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十六年七月十五日から同年十一月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ドン・キホーテ宇部店
所在地 宇部市大字妻崎開作八四一の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
東宝不動産株式会社 東京都千代田区有楽町一丁目五番二号 高橋 昌治
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社ドン・キホーテ	変更前 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号	変更後 東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号
---	-------------	-------------------------	---------------------------

- 四 届出年月日
平成二十六年六月三十日
- 五 変更年月日
平成二十一年九月二十五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ドン・キホーテ宇部店
所在地 宇部市大字妻崎開作八四一の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
東宝不動産株式会社 東京都千代田区有楽町一丁目五番二号 高橋 昌治
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ドン・キホーテ	変更前 安田 隆夫	変更後 大原 孝治
---	-------------	--------------	--------------

- 四 届出年月日
平成二十六年六月三十日
- 五 変更年月日
平成二十五年十二月二日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ドン・キホーテ宇部店
所在地 宇部市大字妻崎開作八四一の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
東宝不動産株式会社 東京都千代田区有楽町一丁目五番二号 高橋 昌治
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	八馬 直佳	変更前 高橋 昌治	変更後
---------------------------------	-------	--------------	-----

- 四 届出年月日
平成二十六年六月三十日
- 五 変更年月日
平成二十六年五月二十日

- (二二六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年七月十五日から同年十一月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 食品館レッツ光店
 所在地 光市浅江三丁目二番一〇号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 代表者の氏名
 株式会社ミコー食品 岩国市周東町上久原三三四の五 松田 清治

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
駐車場の収容台数		一五五台	一七五台
荷さばき施設の面積		一八〇平方メートル	九一平方メートル
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ミコー食品	午前零時	午前八時
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻		午後一〜二時	午後九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	〃	午前零時から午後一〜二時まで	午前七時から午後一時まで
来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前六時から午後九時まで	午前七時から午後五時まで
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯			

- 四 届出年月日
 平成二十六年五月二十七日
- 五 変更年月日
 平成二十六年五月二十八日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 食品館レッツ光店
 所在地 光市浅江三丁目二番一〇号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 代表者の氏名

- 株式会社ミコー食品 岩国市周東町上久原三三四の五 松田 清治
- 三 変更に係る事項
 駐輪場の位置、荷さばき施設の位置及び駐車場の自動車の出入口の位置
- 四 届出年月日
 平成二十六年五月二十七日
- 五 変更年月日
 平成二十六年五月二十八日

(二二七) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年七月十五日から同年十一月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク小月店
 所在地 下関市小月駅前一丁目一番一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 代表者の氏名
 サンデン交通株式会社 下関市羽山町三番二号 山田 忠平
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三〇分から午後二時二〇分まで	午前七時三〇分から午後一時二〇分まで

- 四 届出年月日
 平成二十六年六月二十四日
- 五 変更年月日

平成二十六年七月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク彦島店

所在地 下関市彦島福浦町二丁目一五番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久 住 防府市大字江泊一九三六 所 代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時 午前八時四十五分から翌日の午前零時一五分まで	午前八時 午前七時三〇分から翌日の午前零時一五分まで

四 届出年月日

平成二十六年六月二十四日

五 変更年月日

平成二十六年七月一日

(二二八) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年七月十五日から同年十一月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 プリムールあおい

所在地 山口市葵一丁目三四〇二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 エヌ・ティ・ティ都市開 住 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号 所 代表者の氏名 牧 貞夫

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	株式会社丸久 午前九時 午前八時から翌日の午前四時まで	株式会社丸久 午前八時 午前七時三〇分から翌日の午前四時まで

四 届出年月日

平成二十六年六月二十四日

五 変更年月日

平成二十六年七月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンマート秋穂店

所在地 山口市秋穂町六七四六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久 住 防府市大字江泊一九三六 所 代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時 午前八時三〇分から午後九時二〇分まで	午前八時 午前七時三〇分から午後九時二〇分まで

四 届出年月日

平成二十六年六月二十四日

五 変更年月日

平成二十六年七月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 徳地ショッピングセンター
所在地 山口市徳地堀一六一三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社興和 住所 山口市小郡高砂町七番二一
代表者の氏名 伊勢本哲史

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社丸久	午前九時	午前八時
来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前八時三〇分から午後一時二〇分まで	午前七時三〇分から午後一時二〇分まで

四 届出年月日

平成二十六年六月二十四日

五 変更年月日

平成二十六年七月一日

(三二九) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年七月十五日から同年十一月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク防府店

所在地 防府市天神一丁目一〇番四二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	変更前	変更後
来客が駐車場を利用することができる時間帯	株式会社丸久	午前九時	午前八時
		午前八時三〇分から午後一時二〇分まで	午前七時三〇分から午後一時二〇分まで

四 届出年月日

平成二十六年六月二十四日

五 変更年月日

平成二十六年七月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンマート華城店

所在地 防府市桑南二丁目六六三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	変更前	変更後
来客が駐車場を利用することができる時間帯	株式会社丸久	午前九時	午前八時
		午前八時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで	午前七時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで

四 届出年月日

平成二十六年六月二十四日

五 変更年月日

平成二十六年七月一日

(二三〇) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年七月十五日から同年十一月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク生野屋店

所在地 下松市大字生野屋五〇七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

ゼオン山口株式会社 周南市那智町二番一号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三〇分から翌日の午前零時一五分まで	午前七時三〇分から翌日の午前零時一五分まで

四 届出年月日

平成二十六年六月二十四日

五 変更年月日

平成二十六年七月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン下松店・アルク下松店

所在地 下松市大字西豊井一五五七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

久保 允誉

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社丸久	株式会社丸久
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで	午前八時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで

四 届出年月日

平成二十六年六月二十四日

五 変更年月日

平成二十六年七月一日

(二三一) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年七月十五日から同年十一月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久厚狭店

所在地 山陽小野田市大字厚狭四七八の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前八時三〇分から午後二時一五分まで
 午前七時三〇分から午後二時一五分まで

- 四 届出年月日
 平成二十六年六月二十四日
 変更年月日
 平成二十六年七月一日

(三三三) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年七月十五日から同年十一月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び阿武町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月十五日
 山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 サンマート奈古店
 所在地 阿武郡阿武町大字奈古三三一六の二
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社丸久
 防府市大字江泊一九三六
 代表者の氏名 田中 康男
- 三 三好新一郎
 阿武郡阿武町大字奈古二七九六
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株委会社丸久	変更前 午前九時	変更後 午前八時
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前八時から午後九時一五分まで	午前七時三〇分から午後九時一五分まで

- 四 届出年月日
 平成二十六年六月二十四日
 変更年月日
 平成二十六年六月二十四日

平成二十六年七月一日

(三三三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年二月二十八日山口県公告(五八)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成二十六年七月十五日から同年八月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月十五日
 山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) 山田石油株式会社周陽複合店舗
 所在地 周南市周陽一丁目五七の六
- 二 意見の概要
 交通に係る事項について配慮を求める。

平成二十六年七月十五日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁